

平成30年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

平成30年3月20日(火)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	小畑 正勝 君	総務課長	残間 俊典 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	鎌田 光一 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	浅野 辰夫 君
教育課長	斎藤 雅彦 君	公民館長	遠藤 努 君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

議事日程第5号

平成30年3月20日(火曜日) 午後1時30分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第27号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予

		算
日程第 4	議案第 28 号	平成 30 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 29 号	平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計 予算
日程第 6	議案第 30 号	平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 31 号	平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会 計予算
日程第 8	議案第 32 号	平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別 会計予算
日程第 9	議案第 33 号	平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予 算
日程第 10	議案第 34 号	平成 30 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 11	議案第 36 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 12	議案第 37 号	財産の貸付について
日程第 13	議案第 38 号	平成 29 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 0 号)
日程第 14	議員派遣の件	
日程第 15	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 26 号	平成 30 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 27 号	平成 30 年度大郷町国民健康保険特別会計予 算
日程第 4	議案第 28 号	平成 30 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 29 号	平成 30 年度大郷町後期高齢者医療特別会計 予算
日程第 6	議案第 30 号	平成 30 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7	議案第 31 号	平成 30 年度大郷町農業集落排水事業特別会 計予算
日程第 8	議案第 32 号	平成 30 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別 会計予算
日程第 9	議案第 33 号	平成 30 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予 算
日程第 10	議案第 34 号	平成 30 年度大郷町水道事業会計予算

- 日程第 1 1 議案第 3 6 号 和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 1 2 議案第 3 7 号 財産の貸付について
日程第 1 3 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算(第 1
0 号)
日程第 1 4 議員派遣の件
日程第 1 5 閉会中の所管事務調査
-

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長(石川良彦君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで、議員各位に申し上げます。

昨日、町長より同意第 2 号 副町長の選任につき同意を求めることについて及び議案第 3 5 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について撤回の申し出がありました。

会議規則第 1 8 条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。

このことにより、同意第 2 号及び議案第 3 5 号は欠番扱いとなります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、13 番吉田茂美議員及び 1 番赤間茂幸議員を指名いたします。

- 日程第 2 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度大郷町一般会計予算
日程第 3 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第 7 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算

日程第 9 議案第 33号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

日程第 10 議案第 34号 平成30年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算、
日程第3、議案第27号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算、
日程第4、議案第28号 平成30年度大郷町介護保険特別会計予算、日
程第5、議案第29号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、
日程第6、議案第30号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算、
日程第7、議案第31号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計
予算、日程第8、議案第32号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽
特別会計予算、日程第9、議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事
業特別会計予算、日程第10、議案第34号 平成30年度大郷町水道事業
会計予算を一括議題といたします。

ここで予算審査特別委員会に付託されました議案第26号から議案第
34号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長佐藤千加雄議員。

予算審査特別委員長（佐藤千加雄君） 報告いたします。

平成30年3月20日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

予算審査特別委員会

委員長 佐藤千加雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定した
ので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

記

事件番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第27号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべ
きものと決定。

議案第28号 平成30年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきも
のと決定。

議案第29号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決す
べきものと決定。

議案第30号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算、可決すべき

ものと決定。

議案第31号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第32号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第34号 平成30年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

意見

○一般会計予算

1. ふるさと応援寄附金返礼品の充実を図られたい。
2. アンケート調査をもとに、よりよい住民バス運行体系を図られたい。
3. 受診率向上の新たな対策を検討されたい。
4. 黒川圏域でのゴミ袋統一化を図られたい。
5. 有効な農業後継者対策を図られたい。
6. 特産品開発で町の活性化を図られたい。
7. 家財撤去費用補助制度を周知徹底し、空き家の有効活用を図られたい。
8. 生活道路等の整備推進を図られたい。
9. 歴史民俗資料館の新たな整備を図られたい。

○国民健康保険特別会計

なし

○介護保険特別会計

1. 介護予防事業のさらなる充実に取り組まれたい。

○後期高齢者医療特別会計

なし

○下水道事業特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○農業集落排水事業特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○戸別合併処理浄化槽特別会計

1. 加入促進に努力されたい。

○宅地分譲事業特別会計

1. 分譲宅地の早期完売を図りたい。

○水道事業会計

なし

以上、報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず、反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算案に反対する立場で討論いたします。

8年ぶりに町民第一主義を掲げ、町長に再就任して6カ月あまりたちますが、この間、公約実現に向け平成30年度の予算編成に全職員の英知を絞り提案されたものとして受けとめ予算審査に臨みました。

その中で、保育園、幼稚園、小中学校における給食費負担の実質無償化と入学準備金を拡充させ、小中学校入学時における運動着の無償支給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ったことについては、高く評価するものです。ただ、町外の同等の私設学校等に通う保護者に対する負担軽減について対象にしていないことが明らかになりましたので、その点の改善を求めるものであります。

また、社会福祉費から繰り出ししている国民健康保険特別会計、あるいは介護保険特別会計に関しては、国民健康保険税や宮城県一高い介護保険料等、それぞれの基金を取り崩しての引き下げではあっても、公約実現への取り組みについては評価をするものであります。ありがとうございます。

一方、施政方針の第一の柱にしている町の財政健全化につきましては、新川内工業団地の造成や山中希望の丘線道路計画について見直しをするという公約が、議会には納得が得られる説明がないまま、施政方針では一旦事業の凍結することに決断し、必要に応じてそれを解凍するということも考えていることが明らかになっております。先の私の一般質問に対する町長の答弁では、山中希望の丘線については、これ以上進めるといふ考えはない、はっきり中止すると答えております。

このように、財政健全化と言いながら、実態はそれに立ち向かう姿勢が何ら示されておりません。私の一般質問に対して答えている経営者のやりくりする能力が初年度から黄色点減しているのではないのでし

ようか。

また、施政方針の2番目の柱となる大郷町の魅力を全国に発信する件について、売れる農産物の振興を図るため、高付加価値作物等の生産振興を図るとともに、新たな販売ルートを開拓するため、全国へ情報発信の拠点にアンテナショップを開設し、大郷の食材の豊かさと魅力を発信していくという施政方針の具体的実践が問われるわけでありませんが、その費用について、当初予算にはほとんど計上されておられません。実際、町長も、予算計上していないことを認めているところがあります。その本気度が疑われるわけがあります。

施政方針3番目の子育て支援の充実について、先ほど申し上げましたように、評価される部分もあります。一方で、平成31年4月から実施に向けてかなりの額の費用をかけて進めてきた3歳児からの幼稚園児受け入れ態勢について、田中町長は急遽出生者数の減少と整備時に伴う多額の費用がかかることなどを理由に、突然、幼保連携型認定こども園に移行することを固めたと施政方針に盛り込み、開園も1年先送りとして平成32年4月からの入園になることが明らかにされました。しかし、このことに対する調査などに係る当初予算は全然計上されておられません。幼保連携型認定こども園がどのようなものなのか、既存の幼稚園教育がこども園に移行することでどうなるのか、また、保護者の意見やそれに携わる教育指導者など、関係者の確保はどうなるのかなどなど、多くの課題が想定されますが、それらのことについては白紙のまま、幼保連携型認定こども園への移行だけが固まっている状況であり、トップダウン政策になりかねないのではと疑問を抱くものであります。

さらに、施政方針の4番目に掲げている若い世代の定住化対策についても、その具体的政策や、それに伴い必要な当初予算額においても、提案段階で変更せざるを得なくなり、最終的には今後の補正予算で分譲費等に係る費用を追加計上すると言わざるを得なくなるなど、その基本姿勢がなかなか定まらない状況です。このことは、この宅地分譲計画が当時の執行部が提案した内容であるにもかかわらず、田中町長は、この計画を進めた前町長とそれを承認した議会側に責任があるという姿勢で、この事業に前向きでない田中町政の考え方が根底にあり、定住化対策の進め方についても二転三転する状況になっているものと考えます。

施政方針第5の発展的な高齢化対策についてについて、先の私の一般

質問で、介護保険料が宮城県一高い状況をどのように解消していく考えかをただしたのに対し、田中町長は、平成30年度から介護保険料が改正されるが、その際はせめて県内平均よりも下げるという意思で公約実現に取り組んでいきたいと答えております。しかし、今回の改正で、幾らかは下げておりますが、県内の平均的保険料よりも下がったかを確認したところ、明確な答弁がありませんでした。また、平成30年度から介護保険制度がまた改悪され、国の負担軽減を図るためにはますます地域での支え合いによる支援策が求められています。町長は公約で、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう社会参加を促進、生きがいを持てる活気ある地域社会づくりを推進していくとしていますが、常日ごろより、町がどのように新たな第7期介護保険事業計画の実践では、これまで以上に関係者とのつながりを深めていくかが問われているにもかかわらず、その多くの対策は、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど委託先等に任せっきりであります。このように、人と人が支え合う活動を展開する上で、町自らの姿勢が当初予算ではあまりにも少なすぎると考えます。果たして、これで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるか、大きな疑問を抱くものであります。

以上、町民第一主義を掲げて当選された田中町政が、当初予算には公約を裏づける内容としては極めて乏しく、かけ声だけに終わらないよう、今後とも公約実現を強く求めるものです。

私の今回の反対討論に対する怒りをばねに、これからの元気なまちづくりに生かしてもらうことを強く期待し、反対討論といたします。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算に対して賛成討論をいたします。

昨年の9月に、田中町長誕生により、前赤間町長が町民不在と言われるような提案をされた山中希望の丘の新道建設また、当時6,000坪、6億円規模の新川内工業用地造成工事の停止をされたことに対して、高く評価をいたします。また、町民の方も、これはぜひとも取りやめていただきたいという声が多数ありまして、これが本当の町政かなと考えております。

また、仮称高崎団地に関しては大変な事業であります。町営住宅建設

がいつの間にか町の100%税込における分譲宅地開発というものがついてきまして、ただし、前任者のこの事業を引き継いで、田中町長は今後の町営住宅の建設と宅地分譲に関して、高額となった造成工事に町税を投入しての販売を行い、大郷町の移住定住促進を図るとの強い町政の考えを聞きまして、ぜひともこれはスピーディーに進めていただきたいと。要は、人事案件で、片腕となる副町長の人事案件が可決しない中で、大変なものとは思われますが、ぜひとも進めていただきたいと。

また、子育て支援の充実に関しては、保育園、幼稚園、小学校、中学校における給食費の無償化、さらに、小学校、中学校入学時における運動着の無償支給、これは、今大変な思いをしている家庭の中にあつて、ぜひとも進めていただきたいと強く懇願している家庭の方が数多くおります。

また、若い世代の定住対策に関しては、新築住宅を取得後に子供誕生世帯に固定資産税相当額を5年間交付すると、このような町政執行を考えております。

農業に関しては、基幹産業である大郷町に対して、より一層の取り組みと、また数多くの町政の取り組みが見られる観点から賛成討論いたします。

以上、終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町一般会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論なしの御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成30年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第28号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第29号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第30号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第31号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第32号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算に対する委員長の

報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

反対理由、高崎団地分譲事業20区画に、最終的に約2億円の町税を使い造成し、ことし6月からの分譲宅地販売開始に向けての販売価格について、私は、私自身の公約を守るためにも、町民の代弁者として、町民の方々から預かった貴重な税金を無駄にすることは絶対に認められません。投入した2億円の税金を無駄にしないため、あくまでも坪単価14万2,000円以上、1区画1,000万円で20区画を販売し、投入した2億円の税金を回収すべきです。

田中町長は、当初、町の長として町民から預かった税金を無駄にすることはあってはならないことだが、常識に考えても1区画1,000万円で販売するのは非常に難しく、早期完売を考えた場合、坪単価5万円で販売したいと提案していましたが、この価格では、1億3,000万円と巨額な税金を無駄にすることになり、私の信条として、投入した税金の無駄を最小限にするため再度試算したところ、道路や公園などの公共物は町の財産であり、その部分の造成費を除き、坪8万5,951円、1区画当たり約552万6,000円、これは町の正確な数字で計算した数字でございます。で販売できると思い提案したとのことだが、そもそもこの事業は、赤間前町長が1円の税金も無駄にしないと議会で発言していた方が始めた事業で、2億円の造成費をかけても1区画1,000万円で販売でき、税金を無駄にすることはないという確信、自信があつて進めたはずで、さらにその考えに過半数以上の議員の方々の賛同があつて現在に至っているわけであつて、田中町長はその赤間前町長の考えや議会を尊重し、1区画1,000万円で販売すべきです。分譲宅地造成事業の審議に最初から参加し、前町長と一緒にこの事業を進めてきた複数の議員の方からは、田中町長が改めて提案してきた坪単価8万

5,951円では販売が難しい。この事業は人口増、定住化を目的として始めた事業で、その目的を果たすためには、投入した税金の回収を目的とするのではなく、早期完売し人口増を図るべきであって、今回なぜ坪8万5,951円の提案になったのかわからない。最初に田中町長が提案していた坪単価5万円1区画350万円で販売すべきとの複数の発言がありました。当初、税金を無駄にしてもよいからこの事業を行うべきだと一言も言っていなかった議員の方々が、なぜ、今までの経緯を町民に話さず、今になって人口増、定住化だけを強調し、1億数千万円の税金を無駄にしてもよいと強硬発言をするのか、理解しかねます。

そもそもこの事業は、平成26年当初、20区画の分譲宅地事業も含む高崎団地総造成費として、七、八千万円で造成できると3月議会に赤間前町長から提案され、賛成議員多数で可決され、そのわずか6カ月後の9月議会に突然、新たに試算したところ、一番高く見ても総造成費は4億円だけだと再度提案されたことに、賛成議員多数でまた可決され、その後、4億円の造成費とは全く別の分譲宅地20区画分約2億円の造成費がまた賛成議員多数で認められ、造成工事が行われることになったわけで、果たして平成26年当初、議会でしっかりとした審議を尽くして進められてきたのか不思議で仕方ありません。なぜなら、審議の推移を見ると、初めに事業費を安く見せておいて、後から事業費を膨らませるなど、赤間前町長の常套手段で、事業そのものに無理があり、この事業に対して開示請求し調べた結果、入札関係なども不思議に思うことばかりで、初めから無謀な事業であったと思っています。どうしても造成費を販売価格に転換できず、投入した税金が回収できないとなれば、内容は多少違いますが、以前ガーデン事業で7,500万円の税金を無駄にしたのは前任者の当時の田中町長だと赤間前町長は8年間ずっと町民に向かって発言してきた方です。さらに、赤間前町長と同じようにガーデン事業を問題発言してきた多数の賛成議員によって進められた事業で、多額の税金の無駄、ガーデンに匹敵するような損失、またはそれ以上の損失が発生することになれば、私としては、この事業を強行して進めてきた赤間前町長や複数の関係者に責任があると思います。

議員の中には、この事業はいかにも引き継いだ田中町長にあるような発言をする複数の議員もいますが、むしろ、田中町長の責任として第三者委員会を設置し、なぜこのような全く計画性のない無謀な事業を強行して行ったのか、なぜ税金回収が困難な状況に陥ったのか、何が

原因なのか、赤間前町長を初め当時の複数の関係者から聞き取りをし、はっきりした原因を究明し、今後、回収できなくなる金額によっては、赤間前町長に責任をとっていただくなどをし、その後に価格を決め販売すべきです。なぜ、今、1区画約552万円まで価格を下げてまで販売しなければならないのか。あくまでも町民の方々に苦勞して納めていただいた貴重な税金の2億円の回収を優先すべきであります。

以上の理由から、議案第33号に対しての反対討論といたします。以上で終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、賛成討論の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第33号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第34号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成30年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第36号 和解及び損害賠償の額の決定について
議長（石川良彦君） 日程第11、議案第36号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（残間俊典君） それでは、議案第36号の提案理由を御説明申し上げます。議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号 和解及び損害賠償の額の決定について

町は、町管理施設敷地内駐車場で、建物屋根からの落雪により車両の一部に損害を与えた、施設管理の瑕疵による事故に起因する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を決定するものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金 18万4,463円
- 2 和解の相手方 住所、氏名については記載のとおり
- 3 和解の内容

平成30年1月27日午後0時40分ころ、相手方所有の乗用自動車（記載のとおり）を相手方の配偶者（記載のとおり）が運転し、施設利用のためフラップ大郷21の敷地内駐車場に駐車して降車しようとしたところ、施設建物の屋根からの落雪が当該車両の天井に落ちたため、天井等が損傷したので、町が車両の所有者である相手方に修繕費として上記金額を支払うことを条件に和解する。

平成30年3月20日提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、施設管理の瑕疵によりまして、施設利用者である相手方の車両が施設駐車場内において損傷したものでございます。

和解協議の結果、町の過失割合を7割、相手方の過失割合を3割とすることで協議が整い、和解をするものでございます。

本件による相手方の車両損害額は総額26万3,518円で、町側の過失割合7割を負担し、18万4,463円をお支払するものでございます。

以上、議案第36号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今回の議案の中で、雪が屋根から落ちたということなんですが、ほかの建物にもそういうことが考えられるので、今回の件とあわせて、これからの対策をどのように考えているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（残間俊典君） お答えいたします。

今回の事故の概要を課長会議の中でお示ししまして、雪にかかわらず、暴風等もございまして、その辺の同様の事故が発生しないような施設の安全管理について周知を図ったところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかに。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いまと同じような質問になりますが、安全管理でもいろいろあるんですが、例えば、施設そのものの利用時間といいますか、その辺についても、全然開放していない時間帯には侵入を防ぐとか、何らかのそういう、外部からのいつでも出入り自由な状況にしておきますとそういうことがまた考えられますので、その辺の対策ももっとちゃんとすべきではないかと思えます。また、施設等について、その周辺に自然災害等における問題で事故が生じた場合には個人の負担だということを明記しながら、その辺の立て看板等についても、その責任の存在を明らかにするような対策なども具体的にすべきだと思うんですが、今回の教訓をどのように生かして、既に日数がたっておりますので対応していると思うんですが、具体的にどのようなことが今行われているのかもあわせて答弁をいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（残間俊典君） お答えいたします。

施設の管理につきましては、それぞれ管理部署がございまして。その部署でそれぞれ対応していただけたというふうに考えてございましてけれども、一応、雪の落雪等につきましては注意喚起の標示等をするなり、降雪の際の危険な箇所への進入禁止の措置をするというような形で今回の事故につきましては対応させていただいております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第36号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第37号 財産の貸付について

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第37号 財産の貸付についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第37号について提案理由の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

議案第37号 財産の貸付について

次のとおり財産を貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 貸付物件 名称 旧大郷町立歯科診療所
所在地 大郷町中村字谷地際山5番12、5番95、5番96、5番97、5番98
- 2 貸付の相手方 住所 仙台市宮城野区新田一丁目19番54号
名称 医療法人社団青葉会理事長笠原一規
- 3 貸付金額 年額 63万4,800円
- 4 貸付目的 歯科診療事業用として使用
- 5 貸付期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 6 貸付内容 土地 面積 2,418.15平方メートル
地目 宅地
建物 建築面積 393.75平方メートル
鉄筋コンクリート平屋建て
附帯設備 機械及び備品一式

平成30年3月20日提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、医療法人社団青葉会に貸し付けしている旧大郷町立歯科診療所の土地、建物及び附属設備について、本年3月31日をもって貸付期間が満了することになります。建物部分等について引き続き無償で貸し付けを行うことになることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、本件は、平成15年の3月議会において同様の議決をいただいているものでございます。

貸し付けの内訳は、前回の同様の内容となりますが、貸付金額につきましては平成27年度の固定資産税評価がえによりまして見直しを行った内容となっており、現契約額年額85万8,000円を63万4,800円に変更するものでございます。

貸付期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第37号の提案理由の説明を終了いたします。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第37号 財産の貸付についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第38号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第38号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第38号について提案理由の説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

議案第38号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

平成29年度大郷町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,235万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月20日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、本年1月27日に発生したフラップ大郷21駐車場において、屋根からの落雪による車両損傷に対する賠償金に係る予算についての計上をしております。

補正額としましては、一般会計で18万5,000円の増額補正で、補正後の予算額は46億8,235万3,000円となっております。

9ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入ですが、20款諸収入5項雑入18万5,000円の増額補正です。先ほど申し上げました車両事故に係る保険金でございます。

歳入補正額合計は18万5,000円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明します。

9款教育費5項社会教育費18万5,000円の増額補正です。相手方への賠償金の補正予算の計上でございます。

歳出補正額の合計は18万5,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額46億8,216万8,000円、歳入歳出とも18万5,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ46億8,235万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第38号の提案理由についての御説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第38号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議員派遣の件

議長（石川良彦君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第112条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第15 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第15、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの

申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもって、今定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月5日開会以来本日までの16日間にわたり、平成30年度各種会計当初予算を初め、多数の重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日、その全議案を議了して無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことに御同慶にたえません。

また、執行者である町長を初め教育長、参事、課長各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で御審議くださり、御協力くださいました。ありがとうございます。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました意見、要望に十分配慮していただき、今後の行政運営に十分反映されますようお願いするものであります。

終わりに、議員各位にはくれぐれも御自愛いただき、町政推進に今後とも御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、平成30年第1回大郷町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 2 2 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員